

令和元年8回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	令和元年8月26日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時48分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	欠	12	坂 本 和 彦	欠
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8	竹 澤 國 雄	欠		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長 事務局長 議長 議長 事務局 事務局 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和元年第 8 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、石澤清治委員、竹澤國雄委員、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は 12 名中 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和元年第 8 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について。(農業用施設) 日程第 3、議案第 65 号から議案第 67 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 4、議案第 68 号から議案第 70 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 5、議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第 6、議案第 72 号から議案第 82 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 7、議案第 83 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上でございます。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声) それでは、野澤明廣委員と八木秀雄委員にお願いいたします。 続きまして、日程第 2、報告第 3 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出についてを報告いたします。 それでは、報告第 3 号について事務局の説明を求めます。 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が 2 アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。 それでは、報告番号第 3 号につきまして、御報告申し上げます。 議案書の 1 ページを御覧ください。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (届出者)さんは、自宅から少し離れたところに農地を所有しており、農機具を収納する倉庫 1 棟と休憩所 1 棟を建てたいということです。それによって農業の効率化を図りたいということだそうです。 説明は以上です。 報告事項ですので、御了承願います。 続きまして、日程第 3、議案第 65 号から議案第 67 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許

発 言 者	内 容
	可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 65 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。
事務局	それでは、議案第 65 号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは、お兄様とお父様とで農業を行っております。(譲渡人)さんは、〇〇に住んでいることもあり、耕作もできないということから、今回(譲渡人)に譲り渡すことに至ったそうです。申請地では、露地野菜や栗などを植えたいということです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
内田委員	内田委員。 この土地は、今日欠席の石澤委員の地元でありますので、代わりに申し上げます。24 日に私と野口委員、石澤委員の 3 名で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、国道に面している所で、前は篠が生えていてひどかったということで、何をするのかなと思っていたら、農地として売買ということで出てきたわけであります。特に問題はないかなというのが 3 名の意見であります。石澤委員の意見として、規模拡大ということで農地を買う以上は、農地としていつも利用できるように、管理のほうをお願いしたいということで、申し上げます。よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 65 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 65 号は原案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第 66 号について事務局の説明を求めます。 議案第 66 号につきましては、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) この申請地の両隣は、(譲受人)さんの農地であり、今回の農地を譲り受けることにより、効率よく農業をすることができるようになるということです。申請地では、麦を作るということだそうです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的

発 言 者	内 容
議長	な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 内田委員。
内田委員	私のほうから申し上げます。これはもう 7、8 年前になるかと思いますが、以前水田だったところを埋めたところであります。それ以来荒れていた場所でしたが、ここにきてきれいになったので、何かするのかなと思っていたら、今日出てきたわけであります。荒れていたところがきれいになって、農地になることは結構なことだと思います。それと同時に、先ほど申し上げましたが、経営規模拡大ということで買い上げるわけなので、ぜひ農業としての管理をお願いできればと思います。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 66 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 66 号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 67 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 67 号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは、この申請地では麦を作付けしたいとのことでした。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 吉田委員。
吉田推進委員	ここは、隣が住宅地で、少しお店もやっていて、脇が駐車場になっています。裏に住宅地が 3 件あるというような場所です。畑としては、少し草が生えていましたけれども、実際すぐにでも利用できるような状況であります。差し支えのない場所かなと思います。 以上です。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 67 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 68 号から議案第 70 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

発 言 者	内 容
事務局	それでは、議案第 68 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。
事務局	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 68 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述） 南側に太陽光を遮るものがない土地で、太陽光発電を行うのに適しているとのことから、今回の申請に至ったとのことことです。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
小野田委員	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
議長	23 日の金曜日に、加藤委員と現地調査に行ってまいりました。この畑は、〇〇駅の南側で、線路と道路に挟まれている場所で、人が住んでいる建物には接しておりません。現在は、トラクターで整地をされております。(申請人)さんに電話で、太陽光発電を行うにあたってのお話を聞いたわけであります。寄居町の太陽光発電を行う場合には、ガイドラインがありまして、近隣に迷惑をかけないように話し合ってくださいということも承知しております。周りの人で反対をしている人がいるかと聞きましたら、この土地より南に 1 筆置いて次の土地の所有者が、もし将来ここに家を建てたりする場合は、あまり好ましくないなという意見は聞いたということですが、別に強い反対をされたというわけではないということは聞いております。今のところ、特に問題はないと思われれます。 以上です。
議長	他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 68 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 68 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 69 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 69 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	（議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述） 高台で南側に太陽光を遮るものがなく、太陽光発電に適した土地であるということで、今回の申請に至ったとのことことです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要

発 言 者	内 容
議長	件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	先ほどと同じ 23 日に、現地確認に行つてまいりました。この土地は、相当荒れていた土地らしくて、篠とか大木が生えていたらしいです。今は大木も伐採されており、また、篠も刈られて整地されておりました。南に太陽光を遮るものがないと言われましたけれども、山があり、太陽が上に昇ってしまえば太陽光を浴びるのでいいのかなと思うのですが、単純に見て、それほど適した土地とは思っていませんでした。これも(申請人)さんに連絡し、近所に人家がありますので、その辺のことについてはどうかと、反対されている人はいないかというところで聞きましたところ、大丈夫ということでありました。一応、今は整地されておりますので、特に問題はないかと思います。
議長	以上です。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 69 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 70 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 70 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請地西側にある駐車場を宅地化する計画があり、今後駐車場としては利用できなくなるそうです。申請地を転用し、貸駐車場として利用したいとのことから、今回の申請に至ったとのこととです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	なお、現況地目が宅地になっておりますが、現在は農地に是正されております。
議長	説明は、以上でございます。
	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	野口委員。
野口推進委員	8 月 24 日に、石澤委員、内田委員と一緒に 3 名で現地を確認いたしました。現地ですが、周りは宅地に囲まれており、一方は公道となっております。現状やむを得ないかなと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	以上です。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)

発 言 者	内 容
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 70 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 70 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 71 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページを御覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 それでは、議案第 71 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	この議案第 71 号につきましては、この後に御審議いただきます議案第 73 号と関連があるものですが、(当初事業計画者)さんの自己用住宅敷地という当初の計画から、(継承者)さんの自己用住宅敷地とする内容の計画変更の承認を求めるものです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、今回の申請には、始末書が添付されております。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎委員	8 月 23 日に坂本委員さんと一緒に現場を見てまいりました。見てわかるとおり、周りが宅地になっておりまして、(当初事業計画者)さんが自己用住宅を建てる際の砂利が敷いてあって、きれいになっておりました。何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 71 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 6、議案第 72 号から議案第 82 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 72 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者へ

発 言 者	内 容
事務局 議長 八木委員 議長 議長 議長 事務局 事務局	の権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 72 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請地は、(譲受人)さんの駐車場として利用しております。農地法の許可はありませんが、今後も法事等の際に駐車場として必要ということで、今回の申請に至ったとのことです。追認の申請になります。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、始末書は、現在求めているところになります。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 八木委員。 現地に関しては、8 月 22 日頃に、私も含めまして 3 名の委員各自で確認をしております。ヒアリングについては、8 月 24 日に(譲受人)さんの住職と、現地にて行いました。住職によりますと、申請地は、昭和 49 年から 30 年余、町立の保育所の敷地として使用をされておりました。現在は、(譲受人)さんの駐車場になっているということです。保育所は、現在の場所に移設され、その後もずっと駐車場として使ってきましたが、登記簿上の地目が畑のままであるということが分かったとのことです。現況も全面の砂利敷になっており、駐車場敷地ということで、実際に使用されておりますので、転用については、問題ないと思います。御検討をお願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 72 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 72 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 73 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 73 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 先ほど議案第 71 号で御審議をいただきました農地が、今回の申請地となります。(譲受人)さんは現在、〇〇市に住んでいます。現在の住まいが土砂災害計画区域に含まれているため建て替えはせず、仕事等の関係から申請地を譲り受けて自己用住宅を建築したいとのことで、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。

発 言 者	内 容
	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
柴崎委員	柴崎委員。
議長	先ほど申し上げたとおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 73 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 73 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 74 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 74 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは現在、自動車整備工場の敷地内にお住まいですが、手狭になってきたとのことです。
	敷地内に増築も検討したそうですが、業務内容の関係で難しく、近隣の土地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	なお、現況地目が宅地になっており、以前は建物がありましたが、現在は撤去されております。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
	坂本委員。
坂本推進委員	23 日に柴崎委員と一緒に現地を確認してきました。元々は建物がありましたが、現在はきれいに更地になっております。周りも住宅地になっておりまして、自宅を、工場に隣接するところに建てたいということで、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 74 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 74 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 75 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 75 号につきまして、御説明申し上げます。

発 言 者	内 容
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 令和元年 5 月 29 日に除外された農地が、今回の申請地となります。(譲受人)さんは現在、家族 4 人でアパート暮らしをしています。子どもの成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画したそうです。義理の父である(譲渡人)さんの土地を借り受け、建築したいとのことから、今回の申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	23 日に、加藤委員と行ってまいりました。この土地は、果樹や植木が植わっていきまして、草が刈られているようでした。杭は打ってありましたので、大体の面積はこのとおりだと思います。(譲渡人)さんの奥様にお話を聞いたところ、(譲受人)さんが宅地として利用したいということで、これについては問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 75 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 76 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページを御覧ください。 それでは、議案第 76 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	令和元年 5 月 29 日に除外された農地が、今回の申請地となります。静かな住宅地で生活環境が整っており、また、近くに幼稚園等があり安心して子育てができるといったことなどから、今回の申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。
須賀推進委員	議案第 76 号につきましては、中嶋、竹澤両委員と私須賀の 3 人で、8 月 24 日に午前 11 時ごろ面談及び現地調査を行いました。案内図を見ていただきますと、周りが宅地化しておりまして、住宅がかなり建っております。現地につきましても、保全管理しております。申請につきましては、特に問題はないものと考えられますので、よろしく御審議のほどお願いい

発 言 者	内 容
	たします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 76 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 76 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 77 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 77 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは、ときがわ町で太陽光発電を行っており、メンテナンス等を考慮し周辺市町村を検討した結果、寄居町が候補として挙がったそうです。周辺の土地も検討したところ、議案第 78 号及び議案第 79 号で御審議いただきます隣接する農地も所有者から譲ってもらえることになり、3 つの事業地が近いことからメリットが多く、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
	須賀委員。
須賀推進委員	議案第 77 号ですが、これにつきましても、中嶋、竹澤両委員と私須賀で、現地調査及び申請者の面談を行いました。8 月 24 日です。この件につきまして、内容は事務局の説明のとおりですが、申請者のほうから近隣の地権者を集めまして説明会を行い、それについては、全員の同意をいただいたということで、トラブルというのとも考えられません。現地を調査したところ、近隣の農地についても悪影響は考えられないということで、よろしく御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 77 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 78 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 78 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	先ほどの議案第 77 号で御審議いただきました農地にほど近い農地が、今回の申請地となり

発 言 者	内 容
議長 須賀推進委員 議長 議長 議長	ます。申請理由等は、先ほどの議案第 77 号での御説明と同様になります。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。 議案第 77 号と同様で、特に問題はないと思われます。よろしく願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 78 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 79 号についてですが、竹澤國雄委員が申請人となっておりますが、本日は欠席のため、このまま議事を進行いたします。 それでは、議案第 79 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 79 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 議案第 77 号で御審議いただきました農地のすぐ東側の農地が、今回の申請地となります。 申請理由等は、議案第 77 号での御説明と同様になります。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。
	議案第 78 号、議案第 79 号と同様でございますので、特に問題ないものと思われます。よろしく願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 79 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 79 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 80 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 7 ページを御覧ください。

発 言 者	内 容
事務局	それでは、議案第 80 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 議案第 70 号で御審議いただきました農地に隣接する農地が、今回の申請地となります。(譲受人)さんは現在、申請地西隣の住宅に住んでいます。収納スペースが手狭であることから、申請地を転用し、家財を収納する物置を置き、また、自家用車を置くスペースとして利用したいとのことから、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
野口推進委員	野口委員。 8 月 24 日に、石澤委員、内田委員と 3 名で現地を確認してきました。先ほど御審議いただきました議案第 70 号の奥の敷地になります。ここに入る道もなくなってしまうというところと購入者の宅地と接しているということで、使い勝手がよくなるのではないかと思います。現状問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	以上です。 他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 80 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 81 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 81 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 太陽光発電事業の候補地を探していたところ、申請地を貸してもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
新井委員	新井委員。 8 月 24 日に、小淵委員さんと現地の視察と(譲渡人)さんの奥様とお話を聞かせていただきました。現地を見たところ、草も刈ってあり、きれいになっておりました。お話を聞かせていただいたところ、幾年か前に御両親が御健在の時は草の手入れをしていただいていたみた

発 言 者	内 容
	いですが、亡くなって、現在草の管理が難しくなったということで、太陽光の業者にお貸しするというお話でした。近所等も聞いたところ、問題ありませんので、皆様方の御審議をお願いしたいと思います。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 81 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 81 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 82 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 82 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請理由等は、先ほどの議案第 81 号での御説明と同様になります。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
	新井委員。
新井委員	先ほど説明をさせていただいたとおりに、議案第 81 号と水路を挟んだ反対側の土地が議案第 82 号になります。同じく 8 月 24 日に現地調査と地主のお話を伺ったところ、問題ないと思われますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 82 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 82 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	続きまして、日程第 7、議案第 83 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、小和瀬守委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
	(小和瀬委員 退席)
議長	それでは、議案第 83 号につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 8 ページを御覧ください。
	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定

発 言 者	内 容
	めることになっているものでございます。 この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。 また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。 それでは、議案第 83 号につきまして、御説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 4 人です。 貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 8 人です。 合計 23 筆で、29,414 ㎡、そのうち、田が 0 筆、畑が 23 筆で 29,414 ㎡となっております。 なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。 説明は、以上でございます。 議長 この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) 議長 よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 (小和瀬委員 着席) 議長 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員からなしの声) 議長 事務局から、何かありますか。 事務局長 事務局から 1 点、御連絡をいたします。 次回の総会ですが、9 月 26 日木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返します。9 月 26 日木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくをお願いいたします。 議長 それでは他に無いようですので、令和元年第 8 回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。 事務局長 (起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	署名委員の決定について議長指名により 野澤明廣委員 八木秀雄委員 以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。 令和元年8月26日
議 長	室岡重雄
委 員	野澤明廣
委 員	八木秀雄